

平成 23 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社タイヨー  
代表者名 代表取締役社長 清川 和彦  
(コード番号：9949 大証第2部 福証)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 上坪 勝人  
(TEL 099-268-1211)

### 当社従業員による不正行為及び特別損失の発生に関するお知らせ

この度、誠に遺憾ではありますが、当社従業員による不正行為が判明いたしました。

このような事態に対し、株主及び投資家の皆様をはじめ、関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

本件につきましては、発覚後、直ちに詳細な社内調査を開始し、その内容等の解明に取り組むと同時に、外部の弁護士等と今後の対応を協議してまいりましたが、現時点で被害推定額がほぼ判明いたしましたので、本日の開示にいたしました。

当社といたしましては、今般の不正行為を厳粛に受け止め、今後の再発防止に向けて全社をあげて取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 不正行為の概要

当該従業員は、サンキュー北指宿店の庶務業務を一任されていた立場を利用して、帳簿を改ざんし、売上金から現金を着服し、生活費、遊興費等に充てておりました。現時点での社内調査により判明した不正行為は平成 18 年 11 月頃から平成 23 年 9 月まで行われ、その被害推定額は約 70 百万円であります。

#### 2. 業績への影響

不正行為による被害推定額（70 百万円）につきましては、平成 24 年 2 月期第 2 四半期において特別損失に計上いたしました。

なお、平成 23 年 4 月 11 日に公表いたしました平成 24 年 2 月期通期連結業績予想につきましては、今後の業績動向もあり、現時点では修正いたしません。

#### 3. 今後の対応について

##### (1) 当該従業員への対応

当該従業員につきましては、刑事及び民事事件として責任を追求するとともに、債権の回収に努めるなど、厳正に対処してまいります。

## (2)再発防止策

当社は経営理念のひとつとして『『グッドカンパニー』の実現』を掲げ、行動規範として「コンプライアンスマニュアル」を定め、これを周知徹底するなど、健全な企業体質の確立に向けた努力を重ねてまいりました。

しかしながらこの度、このような不正行為が発生したことについて、皆様には重ねて深くお詫び申し上げますとともに、あらためて、グループ全社において社会規範、企業倫理の徹底を指示し、管理体制の強化を図り、再びこのような事態が発生することがないように厳しく取り組んでまいります。

また、当社は内部統制システムを構築し、管理体制を推進してまいりましたが、今般の不正行為の発生という事実を厳粛に受け止め、弁護士等外部専門家の助言も得ながら、内部統制システムの見直しを行い、再発防止に向け全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

以上